

付 議 第 7 号

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例議案に係る意見聴取 に関する議案

平成 24 年 9 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例議案

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

平成24年9月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 弓道の振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与する施設として、高知県立弓道場（以下「弓道場」という。）を高知市に設置する。

(指定管理者による管理等)

第2条 弓道場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

2 前項の規定により指定管理者に弓道場の管理を行わせる場合においては、教育委員会は、指定管理者の指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、弓道場の適正な管理を確保するため公募を行わないことについて相当の理由がある場合は、教育委員会が適当であると認める法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定することができる。

(休館日)

第3条 弓道場の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたとき又は指定管理者が必要であると認める場合であってあらかじめ教育委員会の承認を得たときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用時間)

第4条 弓道場の利用時間は、午前8時30分から午後9時までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（別表において「休日」という。）にあつては、午前8時30分から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めたとき又は指定管理者が必要であると認める場合であつてあらかじめ教育委員会の承認を得たときは、同項に規定する利用時間を変更することができる。

(利用の許可等)

第5条 弓道場の射場（近的射場及び遠的射場をいう。）又は会議室（これらの附属設備を含む。以下「利用施設」という。）を利用しようとする者は、指定管理者（弓道場の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、教育委員会。以下この条並びに次条及び第8条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。第8条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。
- (3) 弓道場の管理上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、利用施設を利用させることが不適當であると認めるとき。

3 指定管理者は、第1項の許可に弓道場の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用する者の責務)

第6条 弓道場を利用する者は、弓道場内の秩序を尊重し、この条例及びこの条例に基づく教育委員会規則の規定並びに指定管理者及びその命を受けた者の指示に従わなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条第1項の許可を取り消し、利用を停止させ、又は同条第3項の規定に基づく許可の条件を変更することができる。

- (1) 利用者が第5条第1項後段又は第6条の規定に違反したとき。
- (2) 利用者が第5条第3項の規定に基づく許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用者が第5条第1項の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって同項の許可を受けたとき。
- (4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、弓道場の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした

場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

(利用料金の納付)

第9条 利用者は、第11条の規定により定められた弓道場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

(利用料金の収受)

第10条 指定管理者は、利用者が納付する利用料金を当該指定管理者の収入として収受するものとする。

(利用料金の承認)

第11条 利用料金の額は、別表に定める利用料金の基準額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該利用料金の基準額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。）に0.5を乗じて得た額から税込み基準額に2を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。

2 前項の利用料金の額を変更しようとするときは、指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得るものとする。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第13条 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料)

第14条 弓道場の管理を指定管理者が行うことができない場合は、第9条の規定にかかわらず、利用者は、使用料を県に納付しなければならない。

2 使用料の額は、別表に定める利用料金の基準額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該利用料金の基準額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）と同額とし、同表備考の規定の適用については、同表備考（備考5を除く。）中「利用料金」とあるのは、「使用料」とする。

3 使用料の減免及び還付については、前2条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第12条中「指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると」とあるのは「知事は、特に必要がある

と」と、前条中「指定管理者が既に収入として収受した」とあるのは「既に納付された」と、「指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める要件に該当すると」とあるのは「知事が特別の理由があると」と読み替えるものとする。

(原状回復義務)

第15条 利用者は、その利用を終えたとき又は第8条第1項の規定に基づき第5条第1項の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、弓道場を原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第22条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第16条 弓道場を利用する者又は指定管理者は、故意又は過失により弓道場の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第5条に規定する利用の許可等、第8条に規定する利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務
- (2) 第10条に規定する利用料金の収受、第12条に規定する利用料金の減免、第13条に規定する利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務
- (3) 弓道場の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (4) 弓道の振興に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、弓道場の設置の目的を達成するために教育委員会が必要があると認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第18条 第2条第2項本文の規定により指定管理者の公募を行った場合において、同条第1項に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる業務（以下「業務」という。）に係る事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要なものとして教育委員会規則で定める書類

(指定管理者の指定等)

第19条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定するものとする。

- (1) 前条第1号の事業計画書（以下この項において「事業計画書」という。）による弓道場の管理が弓道場の公平な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が弓道場の効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保することができるものであること。
- (4) 弓道場における県民の活動を理解し、及び支援することができるものであること。
- (5) 弓道場の設置の目的を理解し、県との連携が十分に図られるものであること。

2 教育委員会は、第2条第2項ただし書の規定に基づき又は前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

3 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他教育委員会規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

（事業報告書の作成及び提出）

第20条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第22条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況及び利用者の利用状況
- (2) 利用料金の徴収の実績
- (3) 業務に係る経費等の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による弓道場の管理の実態を把握するために教育委員会が必要があると認めるもの

（業務報告の聴取等）

第21条 教育委員会は、弓道場の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）

第22条 教育委員会は、指定管理者が前条の規定に基づく指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、県は、賠償責任を負わない。

（指定等の告示）

第23条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を告示するものと

する。

- (1) 第19条第2項の規定による指定をしたとき。
- (2) 第19条第3項の規定による名称又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出があったとき。
- (3) 前条第1項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(秘密保持義務)

第24条 指定管理者又は業務に従事している者は、高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）の規定を遵守し、個人情報を保護するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、弓道場の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第2条第1項に規定する指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為、第5条の規定による利用の許可等並びに第11条の規定による利用料金の承認等は、この条例の施行の日前においても、第18条及び第19条並びに第3条ただし書、第4条第2項及び第23条、第5条及び第8条並びに第11条、第12条及び第13条ただし書の規定の例により行うことができる。

(高知県収入証紙条例の一部改正)

- 3 高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

| | |
|-----------------------|--|
| 84 高知県立地域職業訓練センターの使用料 | 高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例（平成22年高知県条例第50号）第14条第1項 |
|-----------------------|--|

を

| | |
|-----------------|----------------------|
| 84 高知県立地域職業訓練セン | 高知県立地域職業訓練センターの設置及び管 |
|-----------------|----------------------|

| | |
|----------------|--|
| ターの使用料 | 理に関する条例（平成22年高知県条例第50号）第14条第1項 |
| 85 高知県立弓道場の使用料 | 高知県立弓道場の設置及び管理に関する条例（平成24年高知県条例第 号）第14条第1項 |

に改める。

別表（第11条、第14条関係）

| 区分 | | | | 利用料金の基準額 | | | | | | |
|--------|--|--|--------|-----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------|--------------|--|
| | | | | 午前8時 30分から 正午まで | 午後1時 から午後 5時まで | 午後5時 から午後 7時まで | 午後7時 から午後 9時まで | 午前8時 30分から 午後9時 まで | 延長1時 間につき | |
| 射 場 | 団 体 利 用 | 近 的 射 場 | 学 生 | 1,330円 | 1,520円 | 760円 | 760円 | 4,750円 | 380円 | |
| | | | 一 般 | 2,630円 | 3,000円 | 1,500円 | 1,500円 | 9,380円 | 750円 | |
| | | 遠 的 射 場 | 学 生 | 770円 | 880円 | 440円 | 440円 | 2,750円 | 220円 | |
| | | | 一 般 | 1,570円 | 1,800円 | 900円 | 900円 | 5,620円 | 450円 | |
| | 近 的 射 場 及 び 遠 的 射 場 | 学 生 | 2,100円 | 2,400円 | 1,200円 | 1,200円 | 7,500円 | 600円 | | |
| | | 一 般 | 4,200円 | 4,800円 | 2,400円 | 2,400円 | 15,000円 | 1,200円 | | |
| | 個 人 利 用 | 近 的 射 場 又 は 遠 的 射 場 | 学 生 | — | — | — | — | 150円 | — | |
| | | | 一 般 | — | — | — | — | 300円 | — | |
| | 会 議 室 | 大会議室 | | | 1時間につき570円 | | | | | |
| | | 中会議室 | | | 1時間につき410円 | | | | | |

| | | | |
|------|-------|-------------|------------|
| | 小会議室 | 1時間につき100円 | |
| 附属設備 | 放送設備 | 1日につき1,500円 | |
| | 冷暖房設備 | 大会議室 | 1時間につき300円 |
| | | 中会議室 | 1時間につき100円 |
| | | 小会議室 | 1時間につき50円 |

- 備考 1 この表において、「学生」とは小学生、中学生、高校生、大学生その他これらに準ずる者を、「一般」とは学生以外の者（幼稚園児その他これに準ずる者を除く。）を、「1日」とは午前8時30分から午後9時（休日にあつては、午後5時）までの間をいう。
- 2 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。ただし、当該利用施設を引き続き2日以上にわたって利用する場合には、単に機材等を保管するだけのために利用するその間の午後9時（休日にあつては、午後5時）から翌日の午前8時30分までの時間は、含まないものとする。
- 3 利用料金の計算において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を1時間として計算する。
- 4 寒げい古等で射場を時間外に利用する場合の利用料金の額は、この表の当該利用の区分に係る延長1時間当たりの利用料金の額に利用時間を乗じて得た額とする。
- 5 個人の射場の1月単位の利用（個人が1月単位で近的射場及び遠的射場を単独又は併用で利用することをいう。）に係る利用料金の基準額は、この表にかかわらず、1人1月につき学生は900円、一般は1,800円とする。

高知県立弓道場の施設概要

スポーツ健康教育課

1 設置場所

- ・高知市の防災公園・弥衛門公園内（高知市高埴 12 番 1 号）に整備。
- ・土地は、知事と高知市長との間で確認書を交わし、無償で借用することとしている。

2 経緯

- (1) 現弓道場は、築 30 年を経過した老朽施設である。
- (2) 近的射場及び遠的射場の手狭な施設であるにもかかわらず、年間 2 万 5 千人程度が利用するため、過密な状態となっている。
- (3) これまでは、全国高等学校総合体育大会や国民体育大会を仮設施設で実施してきたが、全国規模の大会を開催するたびに多額の仮設費用（当時約 70,000 千円）が必要であった。
- (4) 平成 25 年 10 月に、全国健康福祉祭（通称：ねんりんピック）を本県で開催することが決定しており、実施競技には弓道競技も含まれている。
- (5) これらのことにより、「ねんりんピック」後の施設の有効活用（大会等の誘致）及び弓道競技（遠的・近的）の普及振興並びに競技力の向上を考慮し、今般、新弓道場を整備することとした。

3 期待される効果

- (1) 弓道競技の普及振興及び競技力の向上
 - ・近的射場（大会時—10 人立、練習時—12 人立）、遠的射場（6 人立）を整備し、練習環境が整い、学生や一般利用者が効率的に練習でき、競技力向上につながる。
- (2) 全国規模の大会や県外チームの合宿の誘致
 - ・射場や観客席が十分確保でき、全国大会や合宿に対応できる。
- (3) 緊急避難場所としての活用
 - ・南海地震等による津波対策として、2 階に会議室（1 室には柔道畳を設置予定）を設け、また、1 階屋上・2 階屋上を整備し、防災機能を有する建物とする。

4 工期

（昨年度）

- ・土地造成工事による嵩上げ及び土地の顛圧（軟弱地盤対策）

（今年度）

- ・本体工事・・・9 月上旬に着手し、今年度末に完成予定。

